

政令第 号

道路運送法施行令及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十九号）の施行に伴い、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十八条第二項及び第三項並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送法施行令の一部改正）

第一条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二十九号を第三十二号とし、第十九号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、「命令」の下に「（法第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）」を加え、同号を同項第二十一号とし、同項中第十七号を削り、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を第十八号とし、第十三号の次に次の四号を

加える。

十四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

十五 法第二十二條の二第三項の規定による命令（前号に規定する届出があつた安全管理規程に係るものに限る。）

十六 法第二十二條の二第五項の規定による安全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）

十七 法第二十二條の二第七項の規定による命令（前号に規定する届出（選任に係るものに限る。）があつた安全統括管理者に係るものに限る。）

第一条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十九條の二（法第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表

第一条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項第七号中「第五号及び第六号」を「第

三号及び前二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二十九条の二（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことができる。

（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部改正）

第二条 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長が行う。

- 一 軌道法第十一条第一項の規定による運転速度及び度数の決定に係る認可
- 二 軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可
- 三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の変更に係る届出の受理

四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第五項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理

五 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理者の解任に係る命令

六 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十五条第三項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る命令又は許可の取消し

第二条第二項中「前項」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 軌道法第十三条の規定による提出の命令及び監査

二 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第三項の規定による安全管理規程（前項第三号に規定する届出があつた変更に係る部分に限る。）の変更の命令

- 三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表
- 四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十五条第二項の規定による報告徴収
- 五 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十六条第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にされた軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可の申請に係る処分については、なお従前の例による。

理由

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、安全管理規程等に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任する等の必要があるからである。